

# 添付文書改訂のお知らせ

## －投薬期間に関する記載の削除について－

抗悪性腫瘍剤  
チロシンキナーゼインヒビター

**スプリセル<sup>®</sup>錠20mg**  
**スプリセル<sup>®</sup>錠50mg**

**SPRYCEL<sup>®</sup> Tablets**  
(ダサチニブ錠)

ブリストル・マイヤーズ株式会社  
東京都新宿区西新宿6-5-1

この度、抗悪性腫瘍剤 スプリセル錠20mg・50mgの添付文書の「投薬期間制限医薬品に関する情報」を削除しましたので、ご案内申し上げます。

### 1. 添付文書改訂の概要

#### ◆ 使用上の注意以外の改訂

- ・「本剤は新医薬品であるため、厚生労働省告示第107号（平成18年3月6日付）に基づき、平成22年3月末日までは、投薬期間は1回14日分を限度とされています。」を削除しました。

### 2. 改訂理由

薬価収載より1年が経過したため、投薬期間に関する情報を削除しました。これにより、2010年4月1日より、長期の処方も可能となりますが、これまでと同様、本剤による治療期間中は、副作用等の発現等を注意深く観察しながら診察・処方いただきますよう、引き続きよろしくお願いたします。

流通在庫の関係から改訂添付文書を封入した製品がお手元に届くまで若干の日数が必要ですので、既にお手元にある製品のご使用に際しましては、この「お知らせ」の内容をご参照いただきますようお願い申し上げます。

医薬品添付文書改訂情報は機構のインターネット情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>) にも掲載されています。あわせてご利用ください。